

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年三月二十五日から適用する。

平成二十七年三月二十四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表に次のように加える。

品名	内 用	第14部 追 補 薬	規 格	単 位	薬 価
		(10)			円
(お)					
オロパタジン塩酸塩錠2.5mg	「クニヒロ」		2.5mg 1錠		24.00
オロパタジン塩酸塩錠5mg	「クニヒロ」		5mg 1錠		25.90
(そ)					
㊦ ソルピデム酒石酸塩錠5mg	「クニヒロ」		5mg 1錠		20.20

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

㊦	ゾルピデム酒石酸塩錠10mg 「クニヒロ」	10mg 1錠	33.20
	(と)		
	トリメク配合錠	1錠	7,000.30